

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 都市整備部

事業種名： 公園、緑地の整備

1 取組の概要

企画・構想段階から設計・施工段階において、省エネルギー化の推進や周囲の自然環境の配慮など検討を行い、環境保全に努めている。

2 主な成果

- ・緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用に配慮した。
- ・園路、植栽基盤整備において、まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努めた。

3 今後の方針

埋蔵文化財の保全や、自然環境との調和等に引き続き努めて参りたい。

4 課題

再生品などの優先的使用については、流通品が少ないため積極的な使用は困難であった。

5 事業一覧

別表2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和4年度

部局名：都市整備部

事業種名：公園、緑地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	権現堂2号公園	設計・施工段階	48	43	89.6	4
2	春日部夢の森公園	設計・施工段階	48	43	89.6	4
	合計		96	86		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 大宮公園事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	権現堂 2 号公園
事業の規模	11.4ha	実施場所	幸手市（低地地域）
計画期間	H7～R4	段階	施工終了段階
事業の概要： 本公園は久喜市と幸手市に跨って位置しており、県内有数の桜並木の景観で有名な権現堂調節池に接し、埼玉県地域防災計画の広域防災拠点として計画されている公園事業である。また、雑木林や水辺、原っぱ等で自然と触れ合い、のびのびとした自然の中でデイキャンプなどのレクリエーションを楽しむ施設の整備を行うものである。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する
- ・まとまりや連続性のある緑地の保全・確保 ⇒ 園路、植栽基盤整備

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	権現堂 2 号公園
-----	-----------

地域別	低地地域
-----	------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	✓
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	✓
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	10	公共下水道の導入を図る。	○	
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓

4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
---	------------------	---	---

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
48	43

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
89.6%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 大宮公園事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	春日部夢の森公園
事業の規模	16ha	実施場所	春日部市（低地地域）
計画期間	H25～R4	段階	施工終了段階
事業の概要： 県の重点政策である「みどりと川の再生」を推進するため、みどりの少ない都市部において、「みどり再生のシンボル」となる新たな森を創出することを目的として始まった公園建設事業である。 「魅力あふれ、人が集う新たな緑空間の創造」をコンセプトに、企業、団体、県民の参画で公園づくりを進めるとともに、防災活動拠点としての機能の充実を図ることとしている。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・アーバンエコロジーパークの整備 ⇒ はじまりの森 ・緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する ⇒ 地元の小学校と連携をとり、市内の公園で取ってきたどんぐりを育て、植樹を行う ・まとまりや連続性のある緑地の保全・確保 ⇒ 園路、植栽基盤整備
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	春日部夢の森公園
-----	----------

地域別	低地地域
-----	------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	✓
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	○	✓
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	✓
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	10	公共下水道の導入を図る。	○	
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓

4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓
---	------------------	---	---

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	—	
	2 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	4 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	5 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
48	43

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
89.6%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。